

ホームズの言葉 (水田 義雄)

Oliver Wendell Holmes (1841—1935) はアメリカ最大級の司法官且つ法律著述家(バンド教授の所謂アメリカ司法官十哲の中にホームズが勿論存する事並びにその十大司法官に關しては拙稿「早稲田法學第二六卷第一册五〇四頁を参照されたい。*)として我々異國法律學徒にもよく知られている。その文章、言句には、彼の「典型的ニユイソングランド紳士」(貴族 intellectual aristocrat)なる名にふさわしい教養を偲ばせる寸言、警句が多い。

單なる理論的遊戯は彼の排斥する所であつたが、理論、論理の重要性は決して輕視してはいない。又社會政策の基礎の批判的檢討も常に重視する處であつた。

次にその學問觀、法律觀(アメリカ法律學最新學說、傾向は既に此處に擧げる様な彼の Coleys) を示す言葉を若干擧げて見よう。*)

* * *

「事物の自由な見解に到達する方法は、たゞ物を讀むという事にあるのではなく、その事物の根柢に徹する事にある。」

「知的教育とは、事實に關する知識の獲得ではなく、事實を如何に生かしめるかを學ぶ事である。」

「凡そ一藝に秀でたる程の人は、凡人の眼には無秩序に散亂して見える事物の堆積に、その思想なる磁流を通ずる事によつて之を秩序付け、生命あらしめ、美事に實りあらしめて了う。」

「法を合理的に研究せんとすれば先づその歴史的研究に重きを置かなければならない。蓋し歴史的研究なくしては法律、規則の精確な範圍を知り難いからである。歴史的反省こそ之等法律の規則價値を考えるに當つて第一に必要な事柄なのである。若し龍を穴よりひき出だし白日の下にさらしたならば、その商牙、爪を數え、又その力の所以をさぐる事が出来るであらう。然し之はまた單なる初步に止まり、問題は寧ろ其處からこそ始まるであらう。即ち次の段階として、之を殺し又は馴致し有用化する必要が存するのである。法の合理的研究の點から云えば、書物中心の知識人 black-letter man は今日の人ではあり得ても明日の人とはなり得ないであらう。明日の人は飽くまで統計に通じ man of statistics 經濟を活かし得る人 master of economics でなければならぬのである。」

(三〇六頁(續))

(二二六頁より續く)

「法の生命は論理ではなく経験であつた。時代の要求、その時代において支配的な勢力をもつ倫理的、政治的理論、意識的又は無意識的な公共政策に關する直観、さては判事が一般人と共に抱いている偏見すら、人類の行爲を律する規範を決定するに就て三段論法より遙かに大いなる重要性をもつものである。法は數世紀に亘る國民の發展を具現するものであり、數學の公理と系論のみより成る如く取扱うことは出來ない。我々は歴史及び立法理論を参照せねばならないのであるが、最も困難なのは各發展段階において、之等兩者が結びついて新しいものを生み出す状態を理解する事である。」

「法とは空匠くたれこめる普遍(空理)ではなくして、裁判所が判決すべき處に關する豫言 our prediction of what courts will decide ひまゝ。」

* * * * *

若し人にして次の様な彼の著作、論文集等に深く踏み入るならば、殆んど無盡藏ともいうべき警句、寸鐵の寶の堆積を見出すであらう。

Holmes, Common Law. 1881.

Speeches by O. W. Holmes. 1920.

Collected Legal Papers by O. W. Holmes. 1920.

Dissenting Opinions of Mr. Justice Holmes. arr. with introd. notes by A. Lief. (1929)

Representative Opinions of Mr. Justice Holmes. arr. with introd. notes by A. Lief. (1931)

Justice Wendell Holmes and Uncollected Letters and Papers. (Edited by Harry C. Shriver. 1936)